

2026年6月29日

東京高裁・第1回口頭弁論期日 意見陳述

部落解放同盟埼玉県連合会 執行委員長 片岡明幸

一審原告・控訴人として意見を述べます。

(1) 「部落探訪」は差別を助長拡大

第1点目は、一審被告が投稿を続けている「部落探訪」(＝現「曲輪クエスト」)は、被差別部落に対する差別意識を助長し、地域住民の平穏な生活を脅かし、身元調査の材料として悪用されるということです。

一審被告は、動画などを使って、ここが被差別部落であるということをもとさら強調していますが、それは「この地域は、ほかとは違う地域」「普通の人とは違う人が住んでいる地域」という差別意識をかき立て、誤った偏見を植え付けます。

じっさい、千葉県や山口県などでは、この動画が原因で結婚差別やいじめが起きており、私のところには、一刻も早く削除して欲しいという訴えが連日のように来ています。

(2) 一審被告の行為は、裁判所や法務省に対する挑戦

2点目は、一審被告の行為は、裁判所の判決や法務省の行政指導に対する挑戦であるということです。

被告の地名リスト公表に対して、東京法務局は2016年3月に一審被告を呼び出して「直ちに中止しなさい」と「説示」をおこない、また、法務省は2018年12月に「同和地区に関する識別情報の摘示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるもの」という通知を発出しましたが、一審被告はこれらをまったく無視しています。

また東京高裁は2023年6月28日に、「一切の方法による公表をしてはならない。」という判決を出し、2025年7月10日には、再び東京法務局が「説示」をおこないましたが、一審被告はこれを無視して、次々と被差別部落の動画投稿を繰り返しています。一審被告のこれらの行為は、裁判所の判決および法務省の行政指導に対する挑戦であり、断じて許されない不法行為です。

(3) 社会的批判への挑戦

3点目は、一審被告の行為は、削除を求める社会的な批判に対する挑戦だということです。

この「部落探訪」に対して、埼玉県内では、これまでに掲載された28市町のうち20市町の市長、町長が直接、さいたま地方法務局または同支局に赴き、「部落探訪」の削除要請をおこないました。また、2022年7月に、埼玉県議会が「埼

玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を可決し、2024年10月には「インターネット上の部落差別に係る情報への対策強化を求める意見書」を採択して国に提出しました。この県条例制定や意見書提出は、一審被告の「部落探訪」をやめさせるために出されたものです。一審被告は県条例や県議会の意見書採択を完全に無視しており、その行為には強い違法性が認められます。

さいたま地裁判決は、今述べた3点を前提として、埼玉県内の全ての地域に関する記事の差し止めを認めたもので、正しい結論であると思います。

(4) 部落解放同盟県連は被差別部落の住民を代表している

4点目、この点が、今回、控訴をした理由ということになりますが、部落解放同盟県連は、被害を受けている埼玉県内のすべての部落の人たち、少なくとも埼玉県連のメンバーの代表として裁判を起こしているということです。

私たち部落解放同盟埼玉県連は、県内の被差別部落住民の人権を守ることを目的に結成した団体です。今回、被告によって埼玉県内の広範囲にわたる被差別部落が晒しものにされ、深刻な人権侵害を被っていますが、この人権侵害から被差別部落住民の人権を守ることが私たちに与えられた義務であり、使命であると考えています。総会などにおいて訴訟に関する決議も経ています。

この裁判では、熊谷市内の支部の支部長が代表して原告になりましたが、ほかの地域の人たちが原告にならないのは被害がないからではなく、一審被告によってさらに悪質な暴露がおこなわれることを恐れているからです。また、将来、子どもや孫、あるいは親戚縁者が被差別部落出身であることを暴かれ、差別されることを危惧しているからです。解放同盟が住民の代理として訴訟を提起し追行していることが認められるべきです。

裁判所におかれましては、この点をご理解のうえ、「部落探訪」によって晒されているすべての地域の動画を削除するという内容の判決を出していただきましようところから訴えまして陳述を終わります。